

## 給与勧告の仕組み

- 1 給与決定の仕組み
- 2 給与勧告の手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 モデル給与例
- 5 最近の給与勧告の実施状況(行政職関係)

新潟県人事委員会

トキめき新潟国体  
トキめき新潟大会





# 1 給与決定の仕組み



## 人事委員会勧告とは

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有するため、**労働基本権が制約**されています。

人事委員会の給与勧告制度は、そのような制約に対する**代償措置**として設けられているものです。

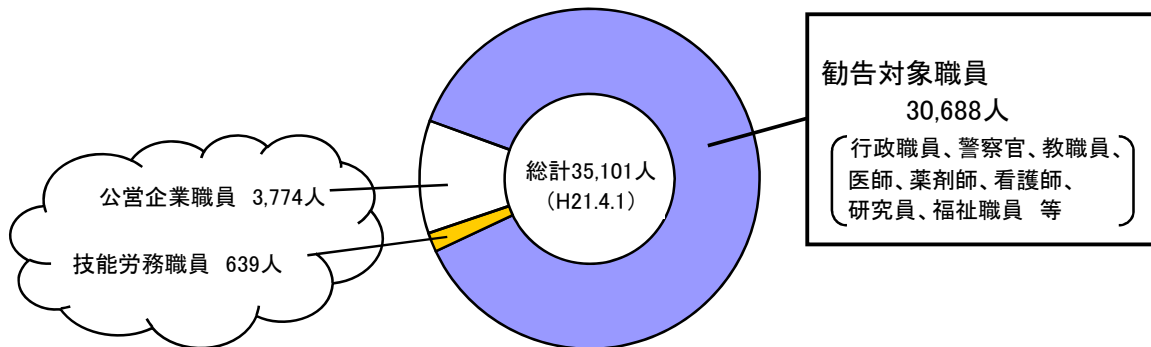
給与勧告は、職員の適正な処遇を確保するため、**職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本**とし、国や他の都道府県の状況等を考慮して行っています。

## 勧告対象職員



新潟県には、平成21年4月1日現在、35,101人の職員がいます。

そのうち、人事委員会勧告の対象となるのは、**公営企業(企業局、病院局)職員及び技能労務職員を除いた30,688人**となっています。



まっぴー

## 企業職員及び技能労務職員の給与決定

企業職員及び技能労務職員は、**職務内容が民間の同種の事業に類似**していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なる取扱いがされています。

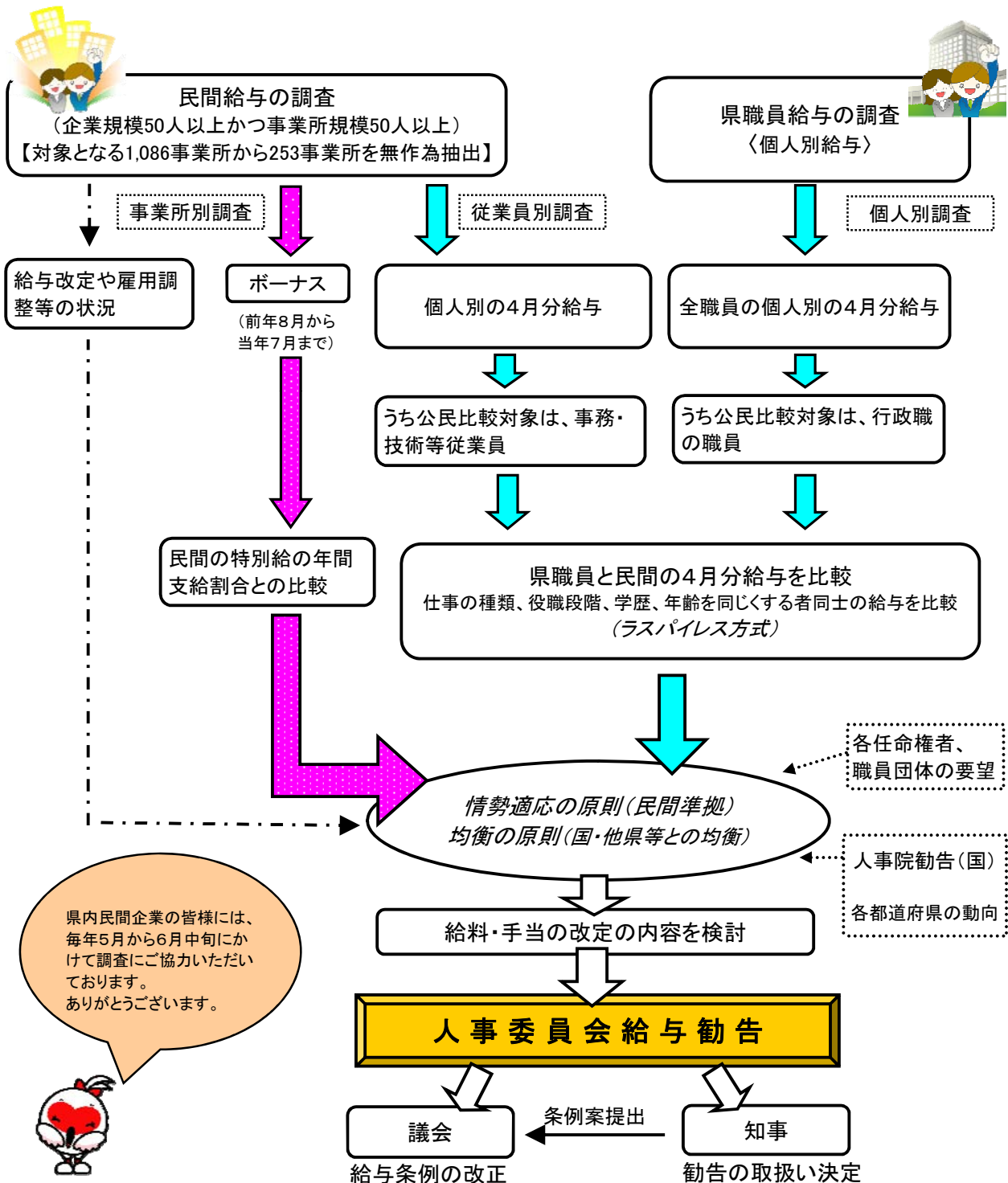
具体的には、労働基本権のうち争議権は他の地方公務員と同様に認められていませんが、**団体協約締結権を含む団体交渉権**が認められています。

このため、**人事委員会の給与勧告の対象とはならず、民間企業と同様に労使交渉に基づいて給与決定**を行います。

## 2 給与勧告の手順

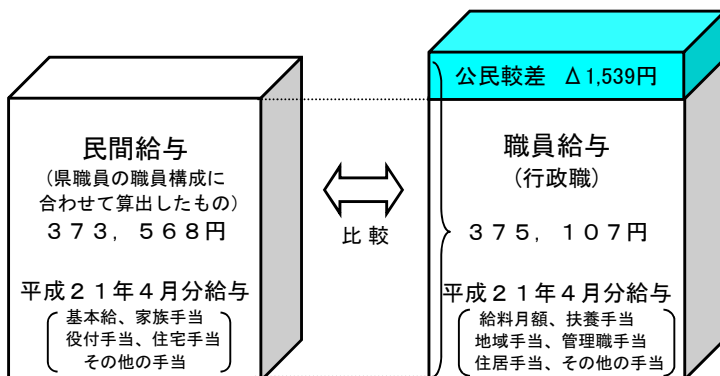
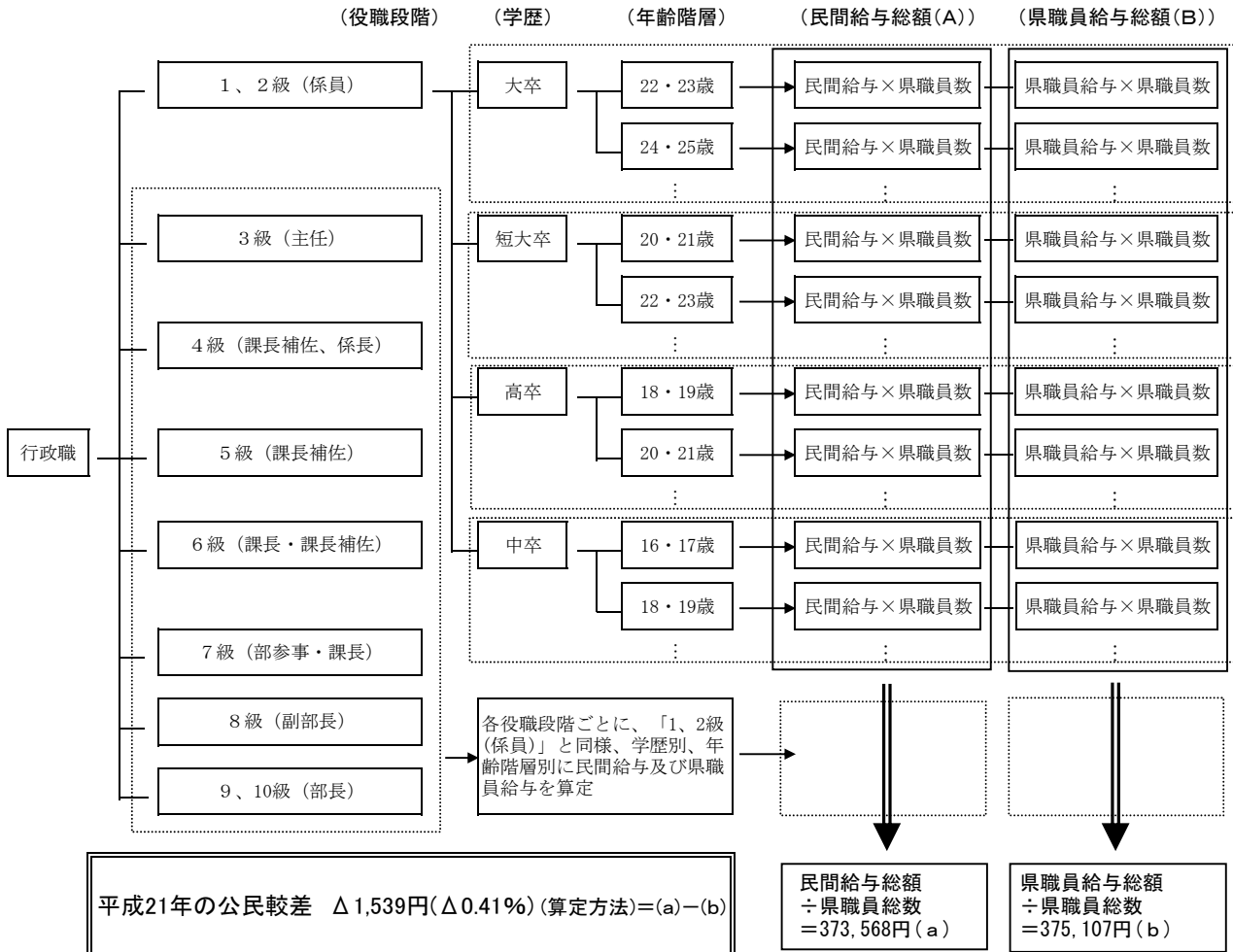
県職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、**得られた較差を埋めることを基本**に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を把握し、**民間の年間支給割合に県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本**に勧告を行っています。



### 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



公民較差を算出するに当たっては、民間・県職員ともに、本年度採用された新規学卒採用者は含まれていません





## 4 モデル給与例

【行政職給料表適用職員のモデル給与例】

(単位:円)

			勧告前		勧告後	
			月 額	年間給与	月 額	年間給与
係員	25歳	独身	191,600	3,152,000	191,600	3,085,000
主任	35歳	配偶者 子2	322,000	5,363,000	321,500	5,237,000
補佐	45歳	配偶者 子2	412,200	6,953,000	411,500	6,783,000
課長	50歳	配偶者 子1	509,400	8,359,000	508,700	8,171,000
部長	55歳	配偶者 子1	573,500	9,654,000	572,300	9,415,000

## 5 最近の給与勧告の実施状況(行政職関係)

	月例給	特別給(ボーナス)	
	勧告率(%)	年間支給月数(月)	対前年比増減(月)
平成11年	0.25	4.95	△ 0.30
平成12年	0.11	4.75	△ 0.20
平成13年	0.05 ※	4.70	△ 0.05
平成14年	△ 1.98	4.65	△ 0.05
平成15年	△ 1.06	4.40	△ 0.25
平成16年	勧告なし	4.40	-
平成17年	△ 0.41	4.45	0.05
平成18年	勧告なし	4.45	-
平成19年	0.15	4.45	-
平成20年	勧告なし	4.45	-
平成21年	△ 0.45	4.10	△ 0.35

※ 特例一時金により措置

